

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	建築住宅課	検索番号	1 - 8		
法令名	建築基準法	根拠条項	42 - 1 (5)				
許認可等	道路の位置の指定						
(根拠規定)							
道路を築造し、建築基準法第42条の道路として確認を受ける為には、建築基準法施行令第144条の4及び昭和45年建設省告示1837号の技術基準に適合し、かつ同法第1項第5号により特定行政庁の指定を受けなければならない。							
(許認可等の基準)							
道路の位置の指定を受けるに当たっては、次の要件を満たすものでなければならない。							
<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td>別</td><td>添</td></tr></table> 道路の位置の指定基準						別	添
別	添						
建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定道路は、建築基準法(以下「法」という。)、建築基準法施行令(以下「令」という。)、建築基準法施行規則(以下「規則」という。)及びこれに基づく告示並びに条例等によるほか、次の基準によるものとする。							
第1 延長及び幅員等							
位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)の延長及び幅員等は、次の各号によること。							
(1) 延長は、道路として有効に使用できる部分(転回広場を除く。以下同じ。)を道路の中心線に沿って測る水平距離とする。							
(2) 起点は、指定道路が接続する他の道路(以下「被接続道路」という。)の境界線のうち、指定道路が接する部分とする。							
(3) 前号の規定にかかわらず、被接続道路が法第42条第2項に該当する場合の起点は、同項に規定する境界線と前号に規定する境界線のうち、指定道路の延長が短い境界線とする。							
(4) 指定道路の支線の起点は、本線の道路として有効に使用できる部分の境界線のうち、支線の接する部分とする。							
(5) 幅員は、道路として有効に使用できる部分の最外端間の最短水平距離とする。							
(6) 道路敷地は、道路として有効に使用できる部分の敷地に、転回広場、道路工作物及び法面の敷地を含める。							
第2 他法令の許認可							
指定道路の築造のため、被接続道路の法面、河川、水路又は農道等の形状の変更又は工作物の設置等を行う場合は、必要な許認可等を受けなければならない。							

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

第3 屈曲等の制限

指定道路は延長6メートル未満の距離で交差、接続又は屈曲してはならない。

ただし、円弧状の道路が、その曲率(曲率半径は道路中心線上で8メートル以上に限る。)を変えながら連続的に屈曲する場合は、この限りでない。

第4 転回広場

1 転回広場の設置位置制限「区間35メートル以内」の計測は、転回広場の幅の中心線を基準線とし、道路中心線上において行う。

2 昭和45年12月28日付け建設省告示第1837号に基づく自動車の転回広場は、次の各号により設置すること。

(1) 中間に設ける転回広場は、図1による。

(2) 終端に設ける転回広場は、図2による。

(3) 転回広場は、原則として道路中心線に直交させること。

3 令第144条の4第1項第1号ホの規定により、特定行政庁が避難又は通行等について安全上支障がないと認めるものは、次の各号の一に定めるものとする。

(1) 指定道路がその中間において交差又は接続し、その交差点を転回広場とみなした場合に本基準に適合するもの。

(2) 指定道路が幅員6メートル未満の袋路状道路(既に指定された指定道路を除く。)に接続し、指定道路の起点に転回広場が設けられ、指定道路部分については本基準に適合するもの。

第5 すみ切りの特例

1 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲により生ずる内角が80度未

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

溝の場合は、次項に該当する場合を除き、角地の隅角をはさむ二等辺三角形の底辺が3メートル以上となるすみ切りを設けなければならない。

2 令第144条の4第1項第2号ただし書きの規定により、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めるものは、指定道路が被接続道路(既に指定された指定道路を除く。)に接続する箇所において、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 周囲の状況が、次のイからハのいずれかに該当し、理由書(図書等を含む。)により明示すること。

イ 鉄道又は軌道の線路敷地若しくは河川等(敷地幅が2メートル以下のものを除く。)に沿って道路を築造し、すみ切り部分が線路敷地若しくは河川等の敷地内となる場合で、管理者の許可が受けられないこと。

ロ すみ切り部分に既存の建築物(門、塀等を除く。)、2メートルを越える擁壁又は3メートルを越える崖等有ること。

ハ すみ切り部分の確保等が、著しく困難と認められること。

(2) 接続により生じる二つの角地の内角が、それぞれ60度を越え120度未満であり、次のイからハによりすみ切りを設けること。

イ 二つの二等辺三角形のすみ切りの底辺の合計(片すみ切りの場合は、当該片すみ切りの底辺とする。)は、6メートル以上とする。

ロ 内角の小さい角地のすみ切り長さは、内角の大きい角地のすみ切り長さ以上としなければならない。

ただし、二つの内角が、それぞれ80度以上で100度以下の場合は、この限りでない。

ハ イの規定により設けるべきすみ切りの長さが2メートルを越える角地にあつては、次の範囲内において不等辺三角形のすみ切りを行うことが出来る。

$W \geq 2$ メートル

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

かつ $W \leq D \leq 2W$

かつ $L \geq L_0$

この式において、 W 、 D 、 L 及び L_0 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

W ：被接続道路側の不等辺三角形のすみ切り長さ

D ：指定道路側の不等辺三角形のすみ切り長さ

L ：不等辺三角形のすみ切りの底辺の長さ

L_0 ：イの規定により二等辺三角形のすみ切りをした場合の当該すみ切りの底辺の長さ

第6 道路工作物等

令第144条の4第1項第5号の規定による排水に必要な側溝、街渠その他の施設(以下「排水施設」という。)は、次の各号により設置しなければならない。

- (1) 道路の雨水を処理するL型又はU型側溝は、図3と同等以上の強度を有する構造とし、土砂の流出を防ぐため隅角部等適切な位置に溜枘を設けること。
- (2) 道路の雨水及び道路に接する敷地の排水を処理する側溝は、堅固な構造の蓋掛けとし、道路の雨水の流入及び車両の通行に支障のない構造とすること。
- (3) 地盤面下に埋設する排水管は、ヒューム管等堅固な排水管を使用し、埋設の深さに応じ根巻を行う。終端、屈曲点及び分岐点等には車両の通行に支障のない強度を有する人孔を設け、その間隔は管径の120倍以内とすること。
- (4) コンクリート二次製品を使用する場合は、前三号と同等以上の強度を有するものを使用すること。
ただし、前三号と同等以上の強度を有するようコンクリートで補強した場合は、この限りでない。
- (5) 道路及び道路に接する敷地の排水を処理する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設けること。
- (6) 排水施設は、予測流量に対し十分余裕のある処理能力を有するものとし、その末端は公共下水道又は水路等に接続すること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

第7 特 例

申請地周囲の状況等により本基準の適用が著しく困難であるが、避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、第3から第5の規定によらないで指定することができる。

(付 則)

- 1 本基準は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年9月21日付け建第1170号の土木部長通達は、廃止する。
- 3 施行日において、適合通知を受け工事に着手しているものについては、なお従前の基準による。

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

図1 中間に設ける転回広場

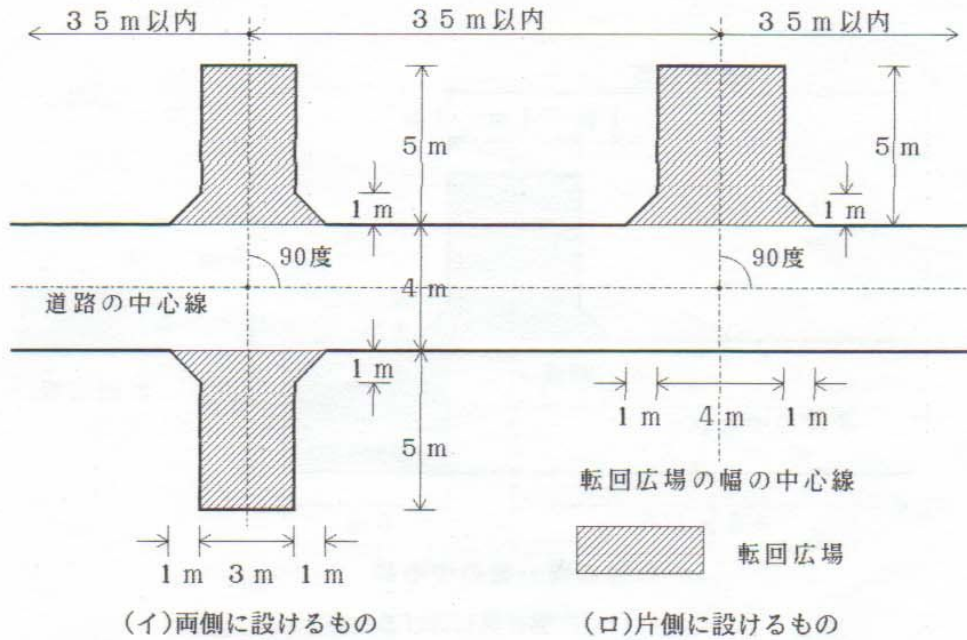
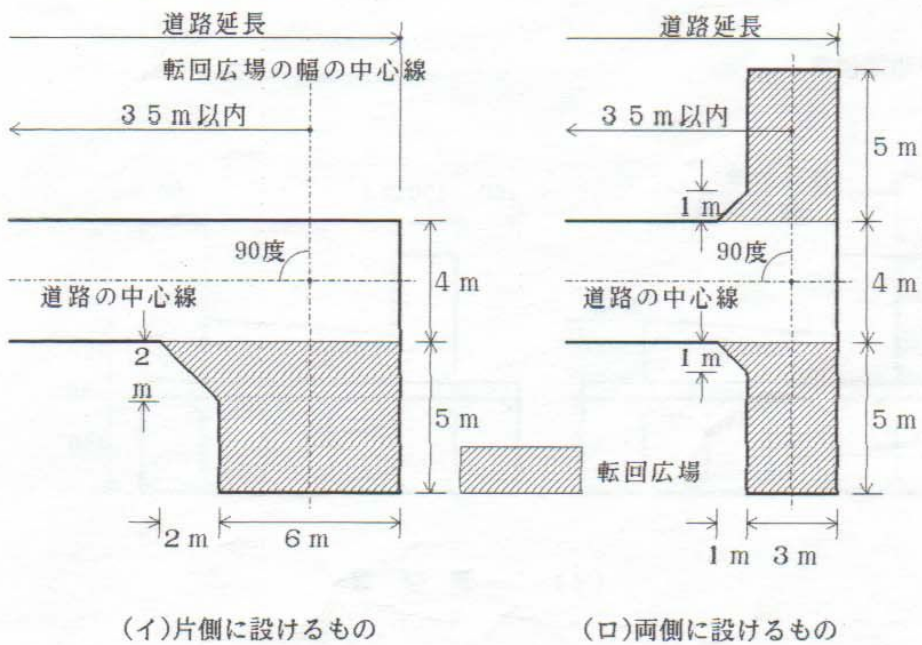
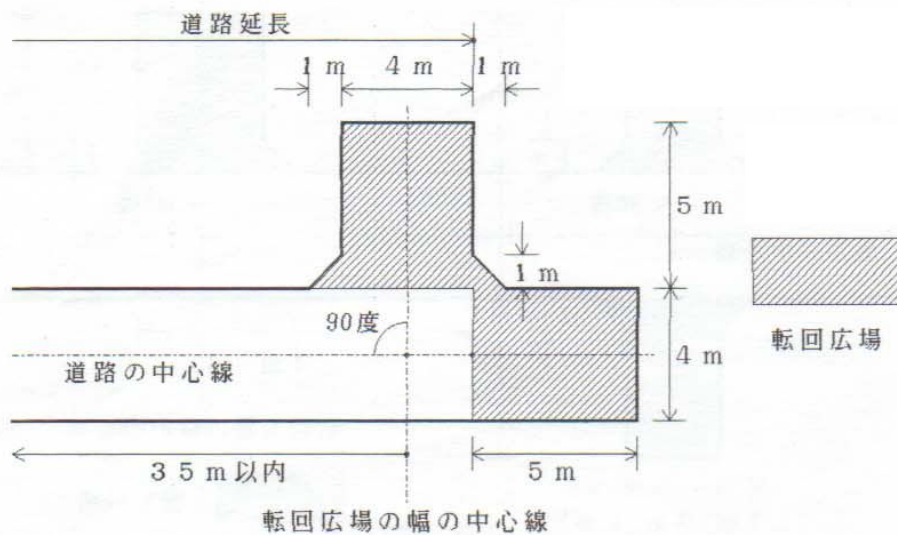


図2 終端に設ける転回広場



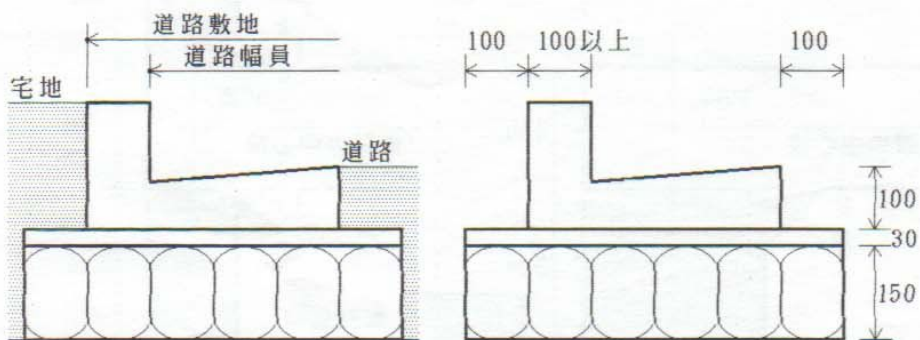
(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)



転回広場の幅の中心線

(ハ)片側と奥に設けるもの

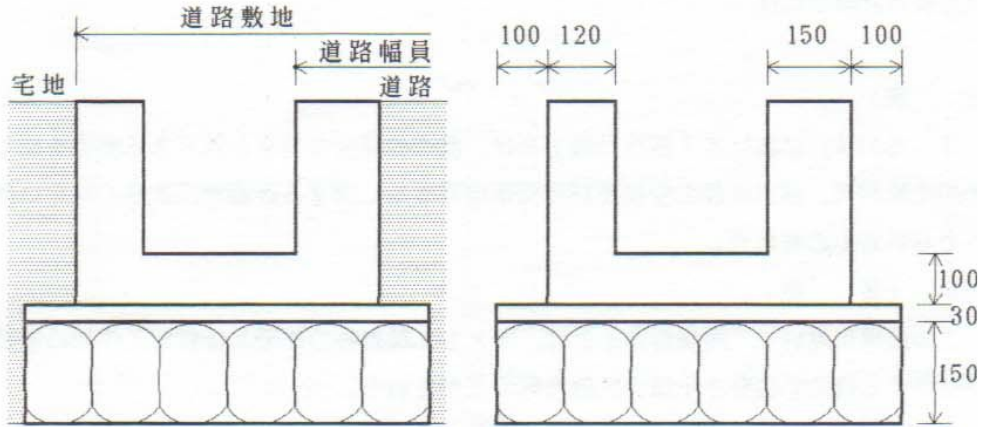
図3 道路側溝



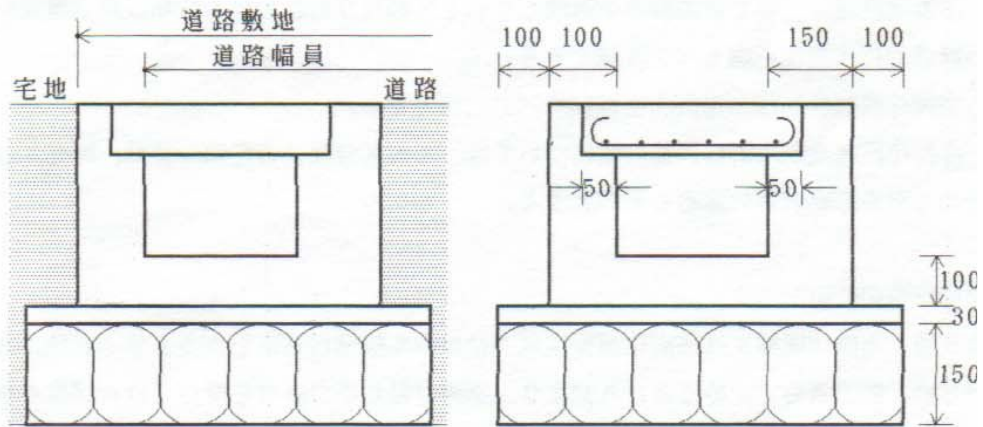
(イ) L型側溝

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)



(ロ) U型側溝



※側溝蓋は、グレーチング又は鉄筋コンクリート製とする。鉄板製は認めない。

※側溝蓋 配筋
主筋 9ミリ @50
配力筋 9ミリ @100

(ハ) U型側溝(蓋付き)

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(道に関する基準)

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。

イ 延長(既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。八において同じ。)が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。